## 会議の要点録 (令和4年9月8日)

## 1. 議会基本条例について

前回の本検討会で、全員協議会で出された意見を踏まえ、懸案事項について、各会派で意見を集約した結果、下記のとおりとなった。

・第4条(市民参加及び市民との連携):「議会は、議員及び市民が情報及び意見を交換する多様な場を設ける努力をする」とする。

また、委員から、第2項として「本会議及び委員会は全て公開とする」を追記する提案があり、次回の議会運営委員会で提案することとなった。

・第9条(政策討論会):「合意形成を得るため、政策討論会を開催することができる」とする。

また、委員から、「2政策討論会は、議長が必要に応じて招集し、全議員をもって構成する。」及び「3政策討論会の設置、運営については、各会派の代表者による会議で決定する。」を追記する提案があり、提案会派において現在の素案で調整できないか持ち帰り集約を依頼することとなった。

- ・第15条:(次世代への取り組み):「議会は、政治参加への環境を整えるため、小中学校への出前講座や子ども議会等の開催に向けて関係機関と連携を図り、努力するものとする。」とする。
- ・第12条(会派):「議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。」
- 2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

委員から、第2項に「会派は、同一の政策や理念を共有するもので構成する。」を追記し、第2項を第3項とする提案があり、提案会派において現在の素案で調整できないか持ち帰り集約を依頼することとなった。

・第21条(議員の政治倫理):「議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、良心と責任感をもって、品位の保持に努めなければならない。」

委員から、第2項として、別途、「議会議員政治倫理条例を定める」 を追記する提案があり、提案会派において現在の素案で調整できないか 持ち帰り集約を依頼することとなった。

・次回については、9月28日(水)定例会終了後からとする旨、座長から連絡された。